

デイサービスセンター彦岳の太陽 重要事項説明書

(地域密着型通所介護)

1. 事業者（法人）の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 百徳会
代表者職・氏名	理事長 小寺 隆
所在地・連絡先	(住所) 大分県佐伯市大字狩生418番地2 (電話) 0972-27-8622 (FAX) 0972-27-8621

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスセンター彦岳の太陽
所在地・連絡先	(住所) 大分県佐伯市大字狩生418番地2 (電話) 0972-27-8622 (FAX) 0972-27-8621
事業所番号	4490500412
管理者の氏名	染矢 雅浩
利用定員	18名

(2) 事業所の従業者の体制

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1・管理者 | 1名 |
| 2・看護職員 | 1名以上 |
| 3・介護職員 | 2名以上 |
| 4・生活相談員 | 1名以上（地域密着型特養生活相談員にて対応） |
| 5・機能訓練指導員 | 1名以上（地域密着型特養看護職員にて対応） |

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	佐伯市
---------	-----

(4) 営業日及びサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休日	土曜日、日曜日、年末年始の定めた日

(5) サービス内容及び費用 (令和6年6月1日改定)

①介護保険給付対象サービス

イ サービス内容

種類	内容
食事	(食事時間) 12:00～13:00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスの利用は任意です。
入浴	入浴又は清拭を行います 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 入浴サービスの利用は任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。
レクリエーション	利用者の生活の面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを行います。
健康チェック	血圧測定など利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。

ロ 費用

基本単位：地域密着型通所介護費

(1割負担の場合)

○所要時間3時間以上4時間未満の場合

要介護1	416円
要介護2	478円
要介護3	540円
要介護4	600円
要介護5	663円

○所要時間4時間以上5時間未満の場合

要介護1	436円
要介護2	501円
要介護3	566円
要介護4	629円
要介護5	695円

○所要時間5時間以上6時間未満の場合

要介護1	657円
要介護2	776円
要介護3	896円
要介護4	1,013円
要介護5	1,134円

○所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1	678円
要介護2	801円
要介護3	925円
要介護4	1,049円
要介護5	1,172円

加算：サービス提供体制強化加算Ⅰ：22円、入浴介助加算Ⅰ：40円

生活機能向上連携加算ⅡⅠ：200円/月、送迎減算：-47円(家族送迎時片道)、

介護職員等処遇改善加算Ⅰ：(所定単位数の92/1000)

※「介護保険負担割合証」により、介護報酬の1割か2割、または3割の額が自己負担金となります。(1割の額を記載)

- ・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、介護報酬で定める全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金をお支払いください。利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

②介護保険給付対象外サービス

- 自費利用：1回 3,000円です。（食事代、おしぼり代込み）

※自費利用の内容については、(5) ① に記載するサービス内容となります。

- 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける方は、食費（540円）が必要です。

※昼食時のおしぼり代は10円です。（未使用の場合頂きません）

- おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要です。

- その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

※利用料の請求書は、翌月の15日までに発行いたします。月末までにお支払いください。

3. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

通所介護は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護の計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- 事業所では、通所介護計画に基づいて通所介護サービスを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅

ケアの支援に努めます。

- 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 事業所では、介護老人福祉施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかるとの以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

5. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 加藤徹文 ご利用時間 10:00～16:00 ご利用方法 電話(0972-27-8622) 面接(事業所1階相談室) 苦情箱(電話コーナーに設置)
行政機関その他苦情受付機関	① 佐伯市役所 高齢者福祉課 介護保険係 〒876-0853 佐伯市中村南町 1-1 電話 22-3117 ② 大分県福祉保健部 高齢福祉課 〒870-8501 大分市大手町 3丁目 1番 1号 電話 097-536-1111 (代) ③ 大分県国民健康保険団体連合会 〒870-0022 大分県大分市大手町 2丁目 3番 12号市町村会館 電話(苦情専用) 097-534-8475

6. 非常災害時の対策

- 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施します。
 - (1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
 - (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
 - (3) 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
 - (4) その他防火管理上必要な業務

7. その他

- ・この重要事項説明書は変更することがあります。変更した場合、利用者本人もしくは家族へ連絡いたします。

デイサービスセンター彦岳の太陽を通所利用するにあたり、本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

〔事業所〕

佐伯市大字狩生418番地2
社会福祉法人百徳会
デイサービスセンター彦岳の太陽

〔説明者〕 職種 管理者 氏名 染矢 雅浩

私は本書面にてデイサービスセンター彦岳の太陽の内容及び重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名

〔代理人〕

住所

氏名